

○御杖村立御杖保育所体操服等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、御杖村立御杖保育所(以下「保育所」という。)に入所、転入及び在所する園児の保護者(子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定を受けた園児の保護者)に対し、体操服及び園ズボン等購入費を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の充実を図るため、御杖村立御杖保育所体操服等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、御杖村補助金交付規則(平成15年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、御杖村に住所を有し、補助金の交付を受けようとする年度に保育所に入所、転入及び在所する園児と生計を共にする保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、保育所が指定する次の各号に掲げる体操服等の購入費を対象とし、5千円を限度とする。ただし、園児1名につき1回限りとする。

- (1) 御杖村制服組合で購入できる体操服等
- (2) その他、身体的事由等により村長が特に必要と認めたもの

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金を受けようとする年度内に体操服等購入費補助金交付申請書(様式第1号)及び請求書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付し申請するものとする。

- (1) 御杖村制服組合発行の領収書の写し(購入日が6ヶ月以内のもの)

(補助金の決定及び交付)

第5条 村長は、前条の規定による補助金の申請があったときは内容を審査し、適正と認めた場合は補助金の額を決定し、体操服等購入費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の金額又は一部を返還させることができる。

- (1) 入所、転入を取り止め又は取り消されたとき。
- (2) この告示に違反したとき。
- (3) その他不正があったとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日より施行する。

第1号様式(第4条関係)

御杖村立御杖保育所体操服等購入費補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

請求書

[別紙参照]

第3号様式(第5条関係)

御杖村立御杖保育所体操服等購入費補助金交付決定通知書

[別紙参照]